

# 羽村市農産物直売所 指定管理者応募要領

令和 8 年 1 0 月

羽村市産業環境部産業振興課

## 目 次

|    |               |           |    |
|----|---------------|-----------|----|
| 1  | 指定管理者制度の趣旨    | ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| 2  | 施設の概要         | ・ ・ ・ ・ ・ | 1  |
| 3  | 公募の概要         | ・ ・ ・ ・ ・ | 2  |
| 4  | 指定管理者が行う業務の範囲 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 5  | 経理に関する事項      | ・ ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 6  | 応募に関する事項      | ・ ・ ・ ・ ・ | 4  |
| 7  | 審査及び選定に関する事項  | ・ ・ ・ ・ ・ | 7  |
| 8  | 協定に関する事項      | ・ ・ ・ ・ ・ | 8  |
| 9  | 実績評価に関する事項    | ・ ・ ・ ・ ・ | 8  |
| 10 | 関係法令の遵守       | ・ ・ ・ ・ ・ | 9  |
| 11 | その他           | ・ ・ ・ ・ ・ | 10 |
| 12 | 添付資料          | ・ ・ ・ ・ ・ | 11 |

## 1 指定管理者制度の趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより市民サービスの向上と経費の縮減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

羽村市(以下「市」という。)では、羽村市農産物直売所(以下「直売所」という。)の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

### 【参考：根拠法令等】

#### \* 地方自治法第 244 条の 2 (抜粋)

第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方自治体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

#### \* 羽村市農産物直売所条例(抜粋)

(指定管理者による管理)

第 11 条 直売所の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

## 2 施設の概要

### (1) 市の概要

市は、都心部から西に約 45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置します。東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市・瑞穂町に接しており、その広さは東西に 4.23km、南北に 3.27km、行政面積は 9.9k m<sup>2</sup> となっています。なお、行政面積の一部を米軍横田基地が占めています。

現在の市は、昭和 31 年 10 月 1 日に町制(人口 10,104 人、1,887 世帯)を施行し、その後、昭和 37 年に首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、土地地区画整理事業を進めるとともに工場誘致を行い、産業形態は一変しました。

工場の進出に伴い市街地が整備され、人口も急増し、現在のように工業都市と住宅都市が調和した職住近接の近代都市として活況を呈してきました。

こうした中、平成 3 年 11 月 1 日に市制を施行し、「羽村市」(人口 53,381 人、19,386 世帯)が誕生しました。

市の農業は、主に野菜類、花卉、果実などの生産を行っており、直売所を拠点として、新鮮で安全な農産物を消費者に提供し、地産地消に努めています。

人口・世帯（令和 8 年 6 月 1 日現在）

| 区 分                       | 人 口       |         |          |
|---------------------------|-----------|---------|----------|
|                           | 総人口       | 性 別     |          |
| 人 口                       | 53,953 人  | 男       | 27,370 人 |
|                           |           | 女       | 26,583 人 |
| 年少人口<br>(15 歳未満)          | 5,625 人   | (10.4%) |          |
| 生産年齢人口<br>(15 歳以上 65 歳未満) | 33,661 人  | (62.4%) |          |
| 老年人口<br>(65 歳以上)          | 14,667 人  | (27.2%) |          |
| 世 帯 数                     | 27,171 世帯 |         |          |

(2) 施設の目的・役割

直売所は、市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供するために設置したもので、市民に新鮮で農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることを目的としています。

(3) 過去 2 年間の事業報告及び今後の市の成果指標値

別添資料No.6 のとおりです。

### 3 公募の概要

(1) 施設の名称

羽村市農産物直売所

(2) 指定管理者の指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

(3) 管理者 羽村市長

(4) 指定管理者の公募及び指定方法

指定管理者の公募及び選定は、提案型公募(プロポーザル方式)を採用し、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例(平成 16 年条例第 28 号)に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会による審査を受け、市として指定管理者候補者を選定したのち、市議会への付議・議決を経て指定管理者の指定を行います。

(5) 指定管理者の公募に係る主なスケジュール

令和 8 年 10 月 指定管理者の公募

11 月 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催

12 月 指定管理者候補者の選定、応募者へ審査結果の通知

12 月 市議会による指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定の公告、指定管理者の指定の通知

協定の締結

令和 9 年 4 月 指定管理開始

## (6) 公募の手續

### ① 公募のお知らせ

市広報紙 10 月 1 日号及び市公式サイトに掲載します。

### ② 応募要領の配布

応募要領、業務仕様書並びに提出書類等の関係書類は、11 月 4 日（水）午後 5 時まで市公式サイトから全てダウンロードできます。

<https://www.city.hamura.tokyo.jp>

### ③ 現地説明会の開催

希望団体には現地説明会を開催します（10 月 9 日（金）予定）。希望がありましたら、法人、その他の団体の名称・連絡先（住所・電話番号）・参加人数（1 団体につき 2 人以内）を 10 月 7 日（水）午後 5 時までにご連絡ください。時間や場所につきましては、調整のうえ連絡します。

ア．連絡先及び問合せ先

羽村市産業環境部産業振興課農政係

電話 042-555-1111（内 661・663） FAX 042-579-2590

E-mail：[s206000@city.hamura.tokyo.jp](mailto:s206000@city.hamura.tokyo.jp)

**注）現地説明会では、応募方法、提出書類等の資料を配布しませんので、参加する方は、応募要領を事前にプリントアウトして必ずお持ちください。**

### ④ 質問事項

質問がある場合は 10 月 9 日（金）から 10 月 16 日（金）の午後 8 時 30 分から午後 5 時までに E-mail 又はファクシミリで提出してください。10 月 21 日（水）に質問の回答を市公式サイトに掲載します。

ア．提出先

羽村市総務部契約管財課契約係

F A X : 042-554-2921 E-mail：[s105000@city.hamura.tokyo.jp](mailto:s105000@city.hamura.tokyo.jp)

### ⑤ 申請書等の申請期限

ア．申請期間

令和 8 年 10 月 22 日（木）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

**注）期限以降の受付は一切いたしません。**

イ．申請場所

羽村市総務部契約管財課契約係（羽村市役所東庁舎 3 階）

ウ．申請方法

上記窓口へ直接お持ちください。なお、郵送等での申請は認められません。

**※プレゼンテーション及びヒアリングの実施**

11 月に開催する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会において、応募者全員にプレゼンテーションを実施していただくと同時に、提出した申請書類及びプレゼンテーションの内容について、審査員からのヒアリングを行います。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時については、後日連絡します。

(7) 審査結果等の通知等

審査結果は、申請書類を提出した応募者に対して遅滞なく通知します。

また、個別の審査結果については、それぞれお問い合わせください。

なお、選定審査会で審査を受け、市として選定した事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、羽村市議会の議決を経て指定管理者となります。

(8) 協定の締結

羽村市議会の議決を経て決定した指定管理者と協定を締結します。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 羽村市農産物直売所条例第3条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 施設の利用の承認・不承認、承認の取消し等に関する業務

(4) 利用料金の収納に関する業務

(5) 上記業務に付随する業務

#### 5 経理に関する事項

以下の収入によって、直売所の管理・運営に係るすべての経費を賄っていただきます。

(1) 利用料金

直売所では、利用料金制を導入するため、指定管理者は、使用者が支払う利用料金及び自らが企画・実施する各事業収入等を自らの収入とすることができます。

(2) 指定管理料

指定管理料を予算の範囲内で毎年度支払います。この指定管理料を活用した売上や利便性の向上、出荷量の増加に係る事業などを新たに提案してください。

＜＜令和9～11年度 指定管理料見込額＞＞1,600,000円（毎年度）

#### 6 応募に関する事項

(1) 応募者の資格・要件

① 法人その他の団体(以下「団体」という。) ※個人での応募はできません。

② POS システムを導入し、使用できること。

③ 市内農業者が生産した農産物等を直売所で共同販売するための取りまとめができること。

④ 市内農産物等の販売促進及び農業者の計画的生産の調整が図れること。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

② 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有しない者

③ 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人都民税、法人市民

税、固定資産税等を滞納している者

- ④ 申請期間中において、国、都道府県又は区市町村から指名停止処分を受けている者
- ⑤ 申請期間中において、会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者
- ⑥ 地方自治法第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等となることの禁止）、第166条（副市長の兼職禁止）及び第180条の5第6項（教育委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者  
ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1／2を超える法人）を除く。
- ⑦ 羽村市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）及び羽村市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年羽総契発第16934号）の規定に該当する者

### (3) 応募書類

応募する際には、別に配布する仕様書を参考にし、次のとおり提出してください。なお、提出する書類は原則A4版とし、製本（2穴：バインダー綴り）して提出してください。また、書類は全てWordまたはExcel（Windows版で処理できるものに限る）を使用し、証明書のコピーなどはPDFファイルにより電子データ化してください。提出部数は、紙ベース10部（原本1部、副本9部）及び、提出書類を全て納めた電子媒体（CD-R）2枚とします。

#### ① 指定管理者指定申請書（様式第5号）

##### 添付書類

- ・法人等の概要書（別記様式1）
- ・羽村市農産物直売所事業計画書（別記様式2）
- ・定款、寄付行為、規約又はこれらに準ずるもの
- ・登記記載事項証明書
- ・管理業務に従事させる者の職種、人数及び業務内容
- ・申請の日の属する年度の法人・その他の団体の予算書・経営計画書及び直近過去2年間の決算報告書・経営報告書
- ・申請の日の属する年度と直近過去2年分の納税を証する書面（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、法人市民税、固定資産税等）

#### ② 農産物直売所の管理に関する業務の年度別収支予算書（指定管理期間4年間分）

### (4) プレゼンテーション及びヒアリング

11月に開催する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会において、応募者全員にプレゼンテーションを実施していただくと同時に、提出した申請書類及びプレゼンテーションの内容について、審査員からのヒアリングを行います。

#### ① プレゼンテーション

『どのように来客者の増加やサービスの向上を図るか、どのように経費削減を図るか』を中心に、持ち時間は1法人等につき20分以内とします。プレゼンテーションの方法は、口頭による方法又はパソコンとプレゼンテーションソフトを使った方法のどちらも可とします。なお、パソコンとプレゼンテーションソフトを使

う場合は、プロジェクターとスクリーンは市で用意しますが、パソコン及びソフト・付属部品については、応募者が持参してください。

② ヒアリング

提出した申請書類及びプレゼンテーションの内容についての審査員からのヒアリングについては、30分以内を予定しています。なお、質問内容については、事前通告は行わないこととします。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数

プレゼンテーション及びヒアリングにおける応募者側の参加人数は、3人以内とします。

(5) 留意事項

① 接触の禁止

審査委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

② 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。共同事業体で応募した後、構成団体の変更はできません。ただし、構成団体に不測の事態が発生し、やむなく構成団体を変更しなければならない場合、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した時は、変更を許可する場合があります。

③ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

④ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑤ 応募書類等の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。また、本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用できません。応募書類は、羽村市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。（個人情報等非公開とすべき情報以外は公開となります。）

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。

⑦ 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は全て応募者の負担とします。

⑧ 提出書類の取扱い・著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。

なお、直売所の指定管理者の公募において公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑨ 使用言語及び単位

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

⑩ その他

その他、本応募に関する不正行為等があった場合は、失格とします。

## 7 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例に基づき「羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会」を設置し、同審査会の審査を受け、市が指定管理者候補者の最終決定をします。

### (2) 適合基準

- ① 事業計画が、直売所の設置目的に即した適切なものであること。
- ② 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- ④ 施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。
- ⑤ 管理経費の縮減が図られるものであること。
- ⑥ 市内農業の振興を図るために必要な能力及び実績を有すること。

### (3) 評価項目

- ① 安定的な施設サービスの継続的提供
  - ア. 施設の管理を行うにあたって適切な人員配置
  - イ. 安全で安定的な施設管理
  - ウ. 施設及び類似施設の管理実績・評価
  - エ. 収支の計画の適正性・実現可能性
  - オ. 従業者の育成・指導方針
  - カ. 法令上の雇用環境、労働環境の配慮と管理体制
  - キ. 事務所の所在地・バックアップ体制等
  - ク. 防災・危機管理対策
  - ケ. 個人情報保護対策
  - コ. 暴力団員等の排除活動に関する考え方と方策
  - サ. 経営の安定性、施設管理を継続的・安定的に行う能力
  - シ. 経営・運営における透明性・公正性
  - ス. 法令遵守への考え方
- ② 平等・公平な使用の確保
  - ア. 施設の利用に関し平等性・公平性を維持する考え方と方策
- ③ サービスの向上
  - ア. サービスの向上を実現する具体的な計画
  - イ. 来客者への対応・接遇向上に向けた計画
- ④ 経費の縮減など効率的な運営
  - ア. 利用料金の設定
  - イ. 来客者の増加による収支状況の改善に向けた計画
  - ウ. 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組み
- ⑤ 効果的な管理運営の実施

- ア. 明確な施設管理手法及び維持管理体制
- イ. 事業の独創性
- ウ. 自主事業の提案

⑥ 理念・姿勢

- ア. 施設の設置目的に合った理念・管理方針を有していること。
- イ. 管理運営への意欲・熱意を有していること。
- ウ. フードロス対策への姿勢を有していること。

## 8 協定に関する事項

市議会の議決後に指定管理者候補者を指定管理者に指定するとともに、提案内容を基に協議を行い、協定を締結します。なお、協定書の発効は、令和9年4月1日となります。

【協定内容】

- (1) 事業、管理業務の実施内容及び範囲に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 経費に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 守秘義務に関する事項
- (8) 情報の公開に関する事項
- (9) 苦情処理に関する事項
- (10) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (11) 管理業務等の報告の聴取等に関する事項
- (12) 財産の管理に関する事項
- (13) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (14) 施設の維持補修等に関する事項
- (15) 損害の賠償に関する事項
- (16) 原状回復の義務に関する事項
- (17) 権利義務の譲渡禁止に関する事項
- (18) 疑義の決定に関する事項
- (19) 羽村市環境方針の遂行努力に関する事項
- (20) その他市長が必要と認める事項

## 9 実績評価に関する事項

- (1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後30日以内に市に提出してください。

ただし、指定管理者が年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始し

た日から当該取り消された日までの間の事業報告書を、市に提出していただきます。

また、事業報告書には、次に掲げる事項を記載してください。

- ① 当該年度の管理運営業務の実施状況
  - ② 当該年度の施設等の使用状況
  - ③ 当該年度の利用料金の収入の実績
  - ④ 当該年度の管理経費の収支状況
  - ⑤ その他指定管理者による管理運営の状況を把握するため市が必要と認める事項
- (2) 管理業務等の報告の聴取等

市長は、直売所の管理の適正を期するため、指定管理者に対し当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができます。

## 10 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとします。

特に羽村市農産物直売所条例及び同条例施行規則のほか、以下の法令等に留意してください。

### (1) 地方自治法

#### 第 244 条第 2 項

普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む、次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。

#### 第 244 条第 3 項

普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

### (2) 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律では、個人情報取扱事業者から除外される者を「個人情報の合計が過去 6 月以内のいずれの日においても 5,000 を超えない者」としていますが、公の施設の指定管理者として法律を遵守し、個人情報を保護することが求められます。

### (3) 羽村市情報公開条例

市では、市政情報の開示を求める市民の権利を羽村市情報公開条例（平成 15 年条例第 23 号）で明らかにするとともに、市の実施機関が保有する情報の公開を図ることで、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民による市政への参加を促進することで、市民の理解と批判の下に公正で透明な市政を推進しています。

#### （指定管理者の責務）

第 25 条 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者であつて、市の公の施設の管理を行うものをいう。）は、市の公の施設の管理を行うにあたっては、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (4) 労働基準法、労働安全衛生法等の労働法令

##### 労働基準法

###### (労働条件の原則)

第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

##### 労働安全衛生法

###### (目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

#### (5) 羽村市環境基本条例

##### (目的)

第1条 この条例は、羽村市の環境の保全、回復及び創出について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民及び事業者が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

#### (6) 羽村市暴力団排除条例

##### (目的)

第1条 この条例は、羽村市における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって市民等の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 11 その他

### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### ① 指定管理者の責めに帰すべき理由による場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取消しをすることができるものとします。その場合において、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく直売所の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

#### ② 当事者の責めに帰すことができない理由による場合

不可抗力、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により業務の

継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面により通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、直売所の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

- (2) 協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置  
市と指定管理者は、誠意をもって協議することとします。
- (3) 羽村市環境配慮特記仕様書及び羽村市環境方針を遵守してください。

## 12 添付資料

- (1) 羽村市農産物直売所指定管理者業務仕様書
- (2) 施設の図面（平面図、立面図等）
- (3) 施設備品一覧
- (4) 保守点検対象機器一覧
- (5) 過去2年間の事業報告（実施事業・決算額）
- (6) 成果指標値（来客数・売上金総額・維持管理経費）
- (7) 羽村市農産物直売所条例
- (8) 羽村市農産物直売所条例施行規則
- (9) 羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例
- (10) 羽村市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (11) 羽村市個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (12) 羽村市情報公開条例
- (13) 羽村市情報公開条例施行規則
- (14) 羽村市個人情報等の適切な管理のための措置及び開示等事務等に関する規程
- (15) 羽村市環境配慮特記仕様書・羽村市環境方針
- (16) 羽村市個人情報保護及び情報セキュリティに関する特記仕様書